

山梨県医療機能分化連携推進事業費  
補助金交付要綱

## 山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、回復期機能の強化や地域医療連携体制の強化を図るため、別表の第2欄に定める補助事業者(以下「補助事業者」という。)が実施する医療機器等の整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第2条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める補助区分ごとに、同表の第3欄に定める対象経費の実支出額と同表の第4欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。

### (補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であ

- って、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (5) 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
  - (6) 知事は、前条第2項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

- 第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付

の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （書類の保管）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行し、平成27年12月17日から適用する。

別表

1 補助区分	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率
回復期リハビリテーション機能等設備整備事業	病院又は有床診療所のうち、知事が別に定める者	次に掲げる設備整備に係る備品購入費 (1品につき30千円未満のものを除く。) (1) 回復期リハビリテーション機能、急性期を経過した患者の受入機能又は在宅患者の急変時の受入機能の強化のための医療機器、リハビリテーション機器等の整備 (2) 医療連携体制強化のための患者搬送用車両の整備	12,000千円 (ただし、患者搬送用車両の整備にあつては5,000千円とする。)	2分の1
認知症地域診療連携体制強化設備整備事業	独立行政法人国立病院機構甲府病院	認知症の早期診療・治療体制強化のための脳血流診断装置の整備に係る備品購入費	21,600千円	

## 山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱実施細則

### ( 総則 )

第 1 条 この細則は、山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱（平成 28 年 1 月 4 日付け医第 3 2 4 4 号。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### ( 補助事業者 )

第 2 条 要綱別表の第 2 欄の「知事が別に定める者」は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める診療報酬施設基準の届出を行っている医療機関又はこれに準ずる医療機能の分化連携の取組を行う者として知事が認める医療機関とする。

- ( 1 ) 別表第 3 欄の ( 1 ) に該当する医療機器、リハビリテーション機器等 回復期リハビリテーション病棟入院料 1、回復期リハビリテーション病棟入院料 2、回復期リハビリテーション病棟入院料 3、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料 1、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料 2、在宅療養支援診療所 1、在宅療養支援診療所 2、在宅療養支援診療所 3、在宅療養支援病院 1、在宅療養支援病院 2、在宅療養支援病院 3、在宅療養後方支援病院又は外来リハビリテーション診療料（ただし、外来リハビリテーション診療料は、リハビリテーション機器に限る。）
- ( 2 ) 別表第 3 欄の ( 2 ) に該当する患者搬送用車両 地域連携診療計画管理料・地域連携診察計画退院時指導料 ( ) 及び ( )

### 附 則

この細則は、平成 28 年 1 月 4 日から施行し、平成 27 年 12 月 17 日から適用する。

(様式第1号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付申請書

このことについて、医療機能分化連携推進事業を別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書(様式第1号の1)
- (2) 事業計画書(様式第1号の2)
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) その他参考となる書類

(様式第2号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金について次のとおり変更したいので、山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱第4条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容



(様式第3号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金事業(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金について次のとおり(中止・廃止)したいので、山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱第4条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 (中止・廃止)理由

2 (中止・廃止)内容

(様式第4号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金の対象事業を完了したので、山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 経費所要額精算書(様式第4号の1)

3 事業実績報告書(様式第4号の2)

4 添付書類

(1) 歳入歳出決算(見込)書

(2) 契約書(発注書、請書等の発注時期が分かるものも可)の写し

(3) 納品書の写し

(4) 写真

(5) その他参考となるべき資料

5 支払いの方法

口座振込 振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_  
本・支店名 \_\_\_\_\_  
預金種別(当座・普通) 口座番号 \_\_\_\_\_  
口座名義 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_

(様式第5号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算払請求額	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振込 振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_  
本・支店名 \_\_\_\_\_  
預金種別(当座・普通) 口座番号 \_\_\_\_\_  
口座名義 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) \_\_\_\_\_

(様式第6号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

財産処分承認申請書

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱第7条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第7号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書(別紙)
- ・消費税及び地方消費税確定申告書の写し
- ・その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 県補助金確定額
- 6 概要
  - (1) 課税売上割合
  - (2) 仕入控除税額

(様式第1号の1)

経費所要額調書

(補助事業者名)

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率	県補助 所要額 (G)	備考
						1 / 2		

- (注) 1 「総事業費(A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
- 2 「選定額(F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 3 「県補助所要額(G)」欄には、(F)欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第1号の2)

事業計画書

施設名	開設者氏名	担当者職氏名	
当事業に関連する診療報酬施設基準の届出状況	1 回復期リハビリテーション病棟入院料1・2・3 2 地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料1・2 3 在宅療養支援診療所1・2・3 4 在宅療養支援病院1・2・3 5 在宅療養後方支援病院 6 外来リハビリテーション診療料 7 地域連携診療計画管理料・地域連携診察計画退院時指導料( )及び( ) 8 その他( )  届出に向けて準備中のものは、その進捗状況を記載すること	所在地	〒
		TEL	
		FAX	
		E-mail	

1 事業の名称(補助区分)

2 事業の目的

--



### 3 設備整備の内容

品名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	納入 予定時期	設置場所	整備の必要性	事業効果	備考

(注) 見積書の写し、カタログを添付すること。

(参考様式)

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金  
歳入歳出予算書(抄本)

1 収入の部 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

平成 年 月 日

補助金交付申請者名

印

(様式第4号の1)

経費所要額精算書

(補助事業者名 )

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率 1 / 2	県補助所要額 (G)	県補助交付決定額	県補助受入済額 (H)	差引過不足額 (G) (H)	備考

- (注) 1 「総事業費(A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。  
2 「選定額(F)」欄には、(C)、(D)、(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
3 「県補助所要額(G)」欄には、(F)欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第4号の2)

事業実績報告書

施設名		開設者氏名		担当者 職氏名	
当事業に関連 する診療報酬 施設基準の届 出状況	1 回復期リハビリテーション病棟入院料1・2・3 2 地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料1・2 3 在宅療養支援診療所1・2・3 4 在宅療養支援病院1・2・3 5 在宅療養後方支援病院 6 外来リハビリテーション診療料 7 地域連携診療計画管理料・地域連携診察計画退院時指導料( )及び( ) 8 その他( )  届出に向けて準備中のものは、その進捗状況を記載すること			所在地	〒
				TEL	
				FAX	
				E-mail	

1 事業の名称(補助区分)

## 2 設備整備の実施状況

品名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	納入日	設置場所	設備の活用状況	設備の導入効果	備考

(注) 発注時期及び購入・納品が確認できる証拠書類( 契約書又は発注書・請書の写し、 納品書の写し、 写真)を添付すること。

(参考様式)

山梨県医療機能分化連携推進事業費補助金  
歳入歳出決算(見込)書(抄本)

1 収入の部 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

2 支出の部 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

この抄本は、決算(見込)書の原本と相違ないことを証します。

平成 年 月 日

補助金交付申請者名

印